

平成25年度 第1回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

平成26年2月20日(木) 午後3時00分～午後3時50分

2 開催場所

豊山町役場3階 会議室3

3 対象者

(1) 委員

出席委員：筒井俊秋委員、大口司郎委員、今村一正委員
吉田秀彦委員、河村茂則委員
久馬厚委員、伊藤政子委員

欠席委員：土屋正子委員、野崎千佳委員

(2) 事務局

早川生活福祉部長、二村住民課長、栗山国保医療係長

4 議題

(1) 諮問事項

・豊山町国民健康保険税条例の一部改正について・・・資料1

(2) 報告事項

・豊山町国民健康保険被保険者等の状況と平成26年度国民健康保険特別会計予算案について・・・資料2

5 議事内容（要点筆記）

司会（生活福祉部長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成25年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます生活福祉部長の早川です。よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録を個人名を伏せ、「要点筆記」にてホームページに掲載させていただきます。つきましては、正確な議事録を作成するため会議内容をテープレコーダーにて録音させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それではただ今より、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

始めに鈴木町長よりご挨拶申し上げます。

町長

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素は、国民健康保険の運営に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険は、他の保険制度と比較しますと、フリーターや離職者を始め収入の少ない方が多いこと、病院にかかりやすい高齢者が多いこと、税を源泉徴収できないことなど構造的な問題をかかえており、どこの市町村も大変厳しい財政状況と

なっています。

本町の国民健康保険の運営も例外ではありません。医療費は年々増加していますが、景気の低迷を考慮しまして、課税限度額は引き上げてきましたが、税率は10年以上、据え置いたままです。この間の税収不足は、一般会計からの繰り入れ、つまり一般住民の方々からの税金により賄ってきましたが、本来あるべき財政運営ではないと考えています。

国でも持続可能な社会保障制度の論議がなされ、国保の構造的な問題の解決、都道府県による国保の運営等の方向性が示され、29年度実施が目指されています。

これら国の進捗状況を見据えつつ、本町の国保税も見直しの時期に来ているのではないかと考えております。ここにご参集の委員各位におかれましては、ぜひともご協力をお願いするものであります。

本日の協議会では、協議事項として、地方税法の改正に伴う、国民健康保険税条例の改正が1件、報告事項として、平成26年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

皆さんからのご意見をお聞きし、各種事業を進める上での参考としたいと考えておりますので、忌憚のない意見をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

司会（生活福祉部長）

ありがとうございました。

続きまして、会長の選出に移ります。

その前に、次第の次にとじています「豊山町国民健康保険運営協議会委員名簿」をご覧ください。この名簿に掲げています皆さん方に平成25年度から2年間、運営協議会委員をお願いすることになっています。

ご紹介申し上げますと、

被保険者代表委員は吉田秀彦さん、土屋正子さん、河村茂則さんです。

保険医・薬剤師代表委員は野崎千佳さん、久馬厚さん、伊藤政子さんです。

公益代表委員は筒井俊秋さん、大口司郎さん、今村一正さんです。

公益代表委員につきましては、議会議長、議会副議長、福祉建設委員会委員長の充て職となっています。昨年5月に議会の改選があり、筒井さんが議会議長に、大口さんが議会副議長に、今村さんが福祉建設委員会委員長に選出されましたので委員をお願いしています。

それでは会長の選出に移ります。

豊山町国民健康保険運営協議会規則第3条では、協議会に会長及び会長代理各1人を置き、委員の互選により定めることになっています。

なお、国民健康保険法施行令第5条第1項により、会長は公益を代表する委員のうちから選出することになっていますので、よろしくお願いします。

いかがでしょうか、どなたか推薦をいただけたらと思いますが。

（筒井さんを推薦する声あり）

ただ今、会長には筒井俊秋さんという声がありました。他にございませんでしょうか。

他にないようですので、筒井俊秋さんを会長に選出することにご異議ございませんでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。よろしくお願いします。

（拍手）

ありがとうございました。

それでは、筒井さん、会長席への移動をお願いします。

(会長席へ移動)

続きまして、会長代理の選出をお願いします。こちらもどなたか推薦いただけますでしょうか。

(「会長に一任」という声有り)

ただ今、会長に一任という声がありました。会長いかがでしょうか。

会長

それでは会長代理に副議長の大口司郎さんを推薦します。

司会（生活福祉部長）

会長から副議長の大口司郎さんを推薦するとの発言がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。よろしくお願いします。

(拍手)

ありがとうございました。

それでは、改めまして会長からご挨拶をお願いします。

会長

ただ今、会長にご推挙いただきました筒井でございます。

先程、町長からもお話がありましたが、社会保障制度改革が国を中心に検討されています。本町の国保運営についても言及されましたが、少子高齢化時代を乗り切るためには、避けて通ることの出来ない課題かと考えます。

いずれにしても住民の皆様が安心できる福祉・保険・医療体制を築いていただきたいものと思っています。

この協議会は、国民健康保険に関する保険税、保険給付、保健事業等を町長の求めに応じて協議する諮問機関であります。

本日は、諮問事項が1件あります。委員各位におかれましては、忌憚のない意見をいただき、会議の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

司会（生活福祉部長）

町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

(町長退席)

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

会長

それでは、これより会議を始めます。

まず会議録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、(吉田秀彦さん)と(伊藤政子さん)を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

続きまして次第5の協議事項に入ります。

本日は、諮問事項が1件ございます。

事務局からの説明を求めます。

(住民課長が挙手)

住民課長

それでは諮問事項の豊山町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴う改正が主な内容であります。条例本文の字句・表現の修正、条文の整備のための改正、また摘要条項の改正も同様に改正するものです。

資料1の4ページをご覧ください。

第2条の改正は、字句・表現の修正です。次の第13条第8項で5ページも字句・表現の修正です。次の第20条は摘要条項の改正です。5ページの第21条は条文の整備、第22条は摘要条項の改正、7ページの第23条の(2)は条文の整備です。

次に附則の改正です。地方税法の一部改正に伴う改正は、すべて附則の改正となっています。

新旧対照表ではわかりにくいので、資料1の1ページをご覧ください。

公社債等の利子所得については、源泉徴収されており、申告は不可となっていました。公社債等の譲渡益については、非課税となっていました。平成28年1月1日以後に支払いを受ける特定公社債等の利子所得及び譲渡所得については、分離課税の取扱となりました。また、上場株式等の配当及び譲渡損益間でのみ認められている損益通算については、特定公社債等の利子及び譲渡損益間でも損益通算が可能となりました。

他の内容につきましては、規定の繰上げ、削除など規定の整理に伴う改正ですので説明を省略させていただきます。

実施日は、附則の改正は平成29年1月1日から。本文は公布の日からです。

以上で、豊山町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

委員

被保険者で該当する人はいるか。

国保医療係長

人数までは把握していないが、多数いる。

会長

改正案に対する異議や反対意見など他にないので、改正案を適正とすることとよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

適正と認める内容で、町長に答申することとします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

会長

続きまして、6の報告事項「国民健康保険被保険者等の状況と平成26年度国民健康保険特別会計予算（案）」についての説明を求めます。

（住民課長が挙手）

住民課長

それでは報告事項の（1）について説明させていただきます。

（資料2を説明）

以上で説明とさせていただきます。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

委員

一般被保険者の高額療養費が前年度と比較して、大きく伸びているが、何か原因はあるのか。

住民課長

新年度の予算は、伸び率を算定せず、今年度の実績見込み額を予算額としている。一般被保険者の高額療養費が大きく伸びているのは、今年度の実績が伸びていることになる。原因については、本町の国保は小規模のため、高額療養費は退職者医療も含め変動が激しいので、これといった原因はないと考えている。

委員

町長はあいさつで、保険税を見直す時期にきていると言っていたが、先ほど説明があった応能応益の見直しなど見直しの基本的な考え方はあるのか。

住民課長

見直しの基本的な考え方は、今のところ持っていない。委員が指摘されているところの応能割が高く、応益割が低い問題、法定外の一般会計からの繰り入れが県下で最も多額である問題、収納率が低い問題などトータル的に考えていきたい。

会長

他にありませんか。

意見、質問もないようですので、以上で報告事項を終了します。続きましてその他に移ります。事務局何かございますか。

住民課長

平成26年4月2日以降に70歳になられる方の窓口負担が2割になります。また、

地方税法の改正が閣議決定されており、年度末には国会で法改正される予定です。地方税法の改正に伴いまして、国民健康保険税条例の改正が必要ですが、法案が通っていないことから年度内に運営協議会に諮ることが出来ません。町では例年、4月の臨時議会を予定していますが、スケジュール上運営協議会にお諮りできない場合も生じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。地方税法の改正内容は、国保税の5割と2割軽減対象者を拡大する内容です。

会長

せっかくの機会でございますので、委員の方々と、何かご意見がありましたらお聞きますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。